

● 高齢者虐待とは

「高齢者虐待防止法」では、65歳以上の高齢者に対する、養護者（高齢者を現に介護・世話をしている家族、親族、同居人等）や養介護施設従事者等（介護サービス事業所や介護施設の職員等）による下記のような行為を高齢者虐待と定義しています。

● こんなことが高齢者虐待にあたります

身体的虐待

- 殴る、つねる、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけどや打撲をさせる
- ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させ身体拘束、抑制をする など



心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 話しかけているのに意図的に無視をする
- 高齢者を見くだし、子どものように扱う など



介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

- 入浴させず異臭がしたり、髪が伸び放題、皮膚が汚れている
- 水分や食事を十分に与えられないことで、空腹状態が長時間続き脱水症状や栄養失調状態にある
- 室内がゴミだらけ等劣悪な環境で生活させる など



性的虐待

- 排泄の失敗に対する罰として、下半身を裸にして放置する
- わいせつな行為をしたり、強要する など



経済的虐待

- （※養護していない高齢者の親族の行為を含む）
- 生活費を渡さない、使わせない
 - 自宅等を本人に無断で売る
 - 年金や貯金を本人の意思や利益に反して使用するなど



● 高齢者虐待の背景

高齢者虐待の背景には、養護者（家族等）が介護により心身ともに疲労し、追い詰められていることが少なくありません。

<養護者（家族等）側>

- 介護疲れ
- 経済的な困窮
- 人格や性格
- これまでの人間関係
- 介護に関する知識不足
- など



<高齢者側>

- 認知症による言動の混乱
- 常に介護が必要な状態
- 排泄介助が困難
- 人格や性格
- など



● 虐待のサイン これらはあくまで一例です

- 1. 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 2. 急にあびえたり、恐ろしがったりする
- 3. 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある
- 4. 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える
- 5. 年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える
- 6. 居住部屋や住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている
- 7. 衣服や寝具が汚れたままの場合が多くなる
- 8. 養護者（家族等）から高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる
- 9. 養護者（家族等）が高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする
- 10. 自宅から高齢者や養護者（家族等）の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる

（参考：東京都高齢者虐待対応マニュアル）



高齢者虐待を行っている当事者には、虐待をしている「自覚がない」場合もあります。周囲の人たちが虐待の「サイン」に気づくことが大切です。

● 「虐待のサイン」を見つけたら…？

高齢者虐待防止法では、国民が虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに相談・通報する義務があります。



「虐待かも？」と思ったら函館市や地域包括支援センターに相談・通報してください。ご連絡いただきたい方の情報を外部に漏らすことはありません。



（相談・通報先は裏面へ）

ただし、生命や身体に関わるような緊急性の高い場合には、警察（110番）や消防（119番）へ通報をお願いします。

● 一人で抱え込まずに相談を



虐待に限らず、心配な高齢者や介護の悩みなど、一人で抱え込まず相談してください。



（相談先は裏面へ）